

第 3 8 8 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 4 年 5 月 2 4 日

第388回香川海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年5月24日
午前10時00分～11時00分

2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

3. 出席した委員

会 長	北 尾 登 史 郎
委 員	橋 本 時 雄
”	宇 山 哲 司
”	山 本 浩 智
”	北 野 廣 治
”	森 勝 喜
”	三 木 正 幸
”	志 摩 重 美
”	山 口 豊
”	嶋 野 勝 路
”	大 北 永 吏
”	筒 井 由 果
”	松 本 悟

4. 関係列席者（水産課、事務局）

課 長	柏 山 浩 史
事務局長兼漁業調整室長	植 田 豊
室長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
室長補佐兼事務局次長	山 本 昌 幸
副 主 幹	龍 満 直 起
副 主 幹	赤 井 紀 子
主 任	任 藤 田 辰 徳
主 任	任 湯 谷 篤
主 任 技 師	秦 正 樹
主 任 技 師	菅 純 一 郎

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について（協議）」

事前協議の内容を事務局が説明した。

第4号議案 「令和5年度の漁業権一斉切替えについて（協議）」

事前協議の内容を事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に嶋野委員と筒井委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

今回は令和4年度の初めての会議です。事務局に人事異動がありましたので、はじめに事務局から自己紹介をお願いします。

〔柏山課長ほか〕

（柏山課長を筆頭に事務局から自己紹介）

〔北尾会長〕

自己紹介ありがとうございます。今年度もよろしく願いいたします。

それでは議題に入ります。「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（藤田主任）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について事務局から説明いただきました。内容については、前回の海区委員会で事前説明があった内容と同じということでした。前回の委員会では、クルマエビのサイズに関する質問があり、適切な放流方法を行っていくという説明でご理解いただきました。この件について何か意見等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

それでは、本件について、適当である旨、答申することとします。

続きまして、「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（湯谷主任）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について説明がありました。この件に関して、何か質問等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、案のとおり認めるということによろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

それでは、本件について、適当である旨、答申することとします。

続きまして、「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について」事務局から説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料3に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について事務局から説明いただきました。内海漁協から2件、池田漁協から3件のひじき養殖について新規で申請があったということです。このことについて、特に地元の森委員、三木委員から補足やご意見等ございますか。

〔森委員〕

12月8、9、10日の3日間で対馬へ視察に行き、対馬の漁業者と意見交換を行い、養殖の現場も見せてもらいました。

〔北尾会長〕

三木委員、売り先についてどのようにお考えでしょうか。

〔三木委員〕

なんとか地元の売り先に販売できないかと思っています。各県によって、水産物の扱いは異なりますが、組合が行うのはうちくらいですから。九州に出向いていろいろ見せてもらい勉強しました。あと、潮の当たり具合によって成長や汚れが違います。うちはちょっと良くないですが、やる気がある組合員がいますのでやってみようと思います。

〔北尾会長〕

他の委員でご意見ございませんでしょうか。

（一同意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは、今後、ホームページでの公開等を経て、正式な諮問があると思うので次回よろしくお願います。それでは、最後に「令和5年度の漁業権一斉切替えについて」、事務局から説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、漁業権の一斉切替えについて事務局から、今後のスケジュール、免許方針についての基本的な考え方、国の指導方針に従いながら方針を作成する旨、説明いただきました。ポイントは、活用漁業権がある場合は類似漁業権を設定するというところで、今まで使っていた漁業権がある場合は、それと同等の漁業権を設定するということ。それから、漁場の区域について、可能な限り緯度経度で表記するということ。また、大きな点として、漁業の名称について魚類、藻類、貝類垂下式、貝類小割式ということで、大括りで示してはどうかというもの。特に藻類については、前回の一斉切替えの際、山本委員から一つにまとめた方が使い勝手がよいという指摘がありました。

このことについて、何か意見等はございますか。

〔北野委員〕

ノリ養殖の免許でアオノリ養殖ができるということでしょうか。

〔山本委員〕

各地区の漁業者の同意が必要なのでは。私が鴨庄でアオノリとクロノリの免許をとった際は、志度湾はもちろんのこと、東部漁連の関係者の同意も必要でした。この点はいかがでしょうか。

〔赤井副主幹〕

藻類として免許はまとめますが、主たる養殖種類を明記することになります。ただし、その他についても営む意向があるなら、記載することになります。また組合内だけの同意ではだめで、まわりの組合の同意も必要です。

〔柏山課長〕

ノリについては基本的に3月末までが漁業期間だと思いますが、アオノリはそれより後なので、免許を藻類養殖で一つにまとめて漁業期間は後ろに延ばすというイメージです。新しい免許ということで、地元での調整が必要ですが、調整ができていれば、藻類養殖という一つの免許で、ノリに続けてアオノリをできるということになるかと思えます。

〔志摩委員〕

どこまでの範囲で利害関係者も含めて同意が必要なのか。例えば宇多津や島しょ部だとどうなるのか。そのあたりをはっきりしていただかないと、まとめるのにやりにくい。

〔柏山委員〕

その件については、次の委員会のときにお答えしたいと思います。

〔北尾委員〕

従来免許されていたときに、同意をとった範囲という考え方ではないのでしょうか。

〔志摩委員〕

とにかく、県には同意が必要な範囲をはっきりさせておいてほしい。フエジーな状態にしておいて、後から他も必要と言われてはやりにくい。

〔嶋野委員〕

魚類養殖の場合では、今までブリ類と表記していたらマダイの養殖はできなかった。今回は、従来漁業権の設定の際、同意をとった範囲ということで、地元はもちろんです。志度湾で言いますと、志度湾管理委員会に諮って同意をとれば良いという理

解でよろしいでしょうか。

〔植田室長〕

はい。

〔志摩委員〕

そういうことであれば、今までどおりだから、特に今発表する必要もなかったと思うのだが。

〔北尾会長〕

逆に一括りにして困るということはないでしょうか。

〔志摩委員〕

期間が長くなるから、場所によってはいつまでもはっていて困るところはでてくるかもしれない。場合によっては一年中はっているじゃないか、という話にもなるかもしれない。共同漁業権の建網もあり、同意の問題になるので気になるところ。返事は次回ということであれば、それでいいが。

〔北尾会長〕

指摘があったように、可能な範囲で養殖種類を増やして記載しておいて、一つの漁業が終わったら、漁具を放置するという恐れはあるので、その対応策は考えておいてください。

〔志摩委員〕

今回の質問は次回答えてくれる、ということだな。

〔赤井副主幹〕

はい。

説明で言い忘れましたが、この事務局案については、後日、県海水や海苔研等の意見も聴きにいかうと考えております。

〔北尾会長〕

その他ご意見ございませんでしょうか。

〔山本委員〕

GPSについて、今まででだいたい決めていたものが数字になるということだが、誤差の範囲は認めてくれるのか。数値化すると保安庁に現在の設置場所は違うと指摘されてしまう。過去にもそのような事例はあった。融通が利かなくなってくるのではないか。

〔赤井副主幹〕

どこまで明記するかまだ決めておりませんが、漁業権者になりうる者には数値の確認はしてもらう予定です。

〔嶋野委員〕

GPSの数値だけでは具体的にどの範囲か分からずに議論することになってしまうので、今までの図を併記するのであればよい。また、極力GPSを表示しなさいという程度であれば分かるが、これまでの見通し線などを全て外して緯度経度だけでは誰も分からない。

〔赤井副主幹〕

見通し線については、漁場図を書く際に必要になるので今後も引き継ぎますが、例えば基点と緯度経度を併記するなど、漁場計画にどのように残すかということになる

かと思えます。

〔志摩委員〕

緯度経度はあくまで見通し線のバックアップだと考えていた。赤線ならまだしも、養殖において緯度経度に基づいてずれているのを捕まえるのはおかしいと思っている。50mも100mもずれているのであれば別だが。

〔赤井副主幹〕

水産庁にも特に緯度経度の問い合わせが増えていると聞いています。

〔志摩委員〕

GPSの機器によっても若干異なることもあるだろう。それが、20mも30mもずれることはないと思うが。

〔北野委員〕

国の方針があるのであれば、現状の見通し線をもとに緯度経度を出せばいいだけのこと。ただし、潮の干満によっても実際、10mや20mはずれる。

〔植田室長〕

嶋野委員の指摘のとおり、見通し線は非常に重要なので、併記する方向で考えたいと思えます。

〔北尾会長〕

ありがとうございました。定刻の11時になりました。特に緯度経度については、事務局で併記する方向ということになりましたので、よろしくお願いします。

その他事務局から何か説明ありますか。

〔事務局（湯谷主任）〕

ございません。次回の委員会の開催について、6月は予定している案件がないので、次回は7月中旬に開催予定です。

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思えます。ありがとうございました。

〔閉 会 午前11時00分〕

上記は第388回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 嶋 野 勝 路

署名委員 筒 井 由 果